

【掲載官報】

平成 22 年 7 月 28 日 号外第 158 号

【法令名】

○検疫法施行令の一部を改正する政令

【法令番号】

平成 22 年 7 月 28 日 政令第 176 号

【管轄省庁】

厚生労働省

【施行期日】

平成 22 年 10 月 1 日

【法令のあらまし】

* 趣旨・目的

検疫法施行令（昭和26年政令377号）第2条及び第2条の2に規定する診察等予防接種に関する手数料について、診療報酬の改定やワクチンの購入単価の上昇などを踏まえ改める。

* 要旨

1 検疫感染症に関する診察等の手数料の額を次のとおり改定する。

	旧手数料		新手数料
視診、問診、触診、打診又は聴診による診察	2,600円	→	2,700円
予防接種			
・ペスト	8,800円	→	11,200円

(別表第2関係)

2 検疫感染症以外の感染症に関する診察等の手数料の額を次のとおり改定する。

	旧手数料		新手数料
視診、問診、触診、打診又は聴診による診察	2,600円	→	2,700円
予防接種			
・急性灰白髄炎	2,900円	→	3,050円

WestlawJapan 法令解説

・ジフテリア	3, 200円	→	4, 550円
・黄熱	7, 700円	→	10, 000円
・狂犬病	6, 400円	→	12, 400円
・日本脳炎	4, 300円	→	6, 400円
・破傷風	3, 200円	→	3, 600円
・麻しん	5, 900円	→	5, 800円

(別表第2の2関係)

.....